

様式第3号（第6条関係）

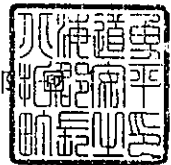
安政推第274号

令和5年4月14日

安平地区まちづくり協議会

会長 鈴木 悟 様

安平町長 及 川 秀一郎



安平町地区別協働実行プラン認定通知書

令和5年4月13日付けで申請のあった協働実行プランについては、安平町地区別協働のまちづくり支援事業交付金交付要綱第6条の規定により認定したので通知します。

記

1. 地域運営組織等の名称	安平地区まちづくり協議会
2. 地域運営組織等の所在	安平町安平165番地
3. 協働実行プランの名称	安平地区協働実行プラン
4. 協働コミュニティ圏の区域	旧安平小学校区（主に安平地区連合自治会の範囲）
5. 活動期間	令和5年度から令和7年度まで

協働実行基本プラン（期間：R5年度からR7年度まで） [地区名：安平地区]

事業分野	地域の課題	交付対象事業年度（R5年度＝1年目）	2年目－3年目	目標（将来像）
生活支援、安全安心の確保等 （生活、気象、動物）	地域内外の交流が少ない。 ・集まる機会と場所がない。 ・若い人との関わりが少なく、世代間ギャップが広がっている。 ・市街地と農村地区の交流が少ない。 ・少子高齢化で日々の生活が大変。 ・エゾ鹿等による農作物被害が深刻。	◆ 公民館を拠点とした住民交流 * 交流拠点として公民館を活用し、子どもから高齢者まで、住民同士が気軽に楽しく交流できるサロン活動や健康づくり教室等の実施 * 子どもや高齢者の見守りのほか、住民同士の交流の場として地域食堂や農産物直売所等の実施 * 子どもの居場所づくりのほか、多様な学習・体験等を含めた子育て・教育支援の提供の場として放課後子ども教室等の実施 ◆ 暮らしのサポート対策 * 暮らしのちょっと困り（買物・通院・公共交通・除雪・草刈り・ゴミ捨て・スマホ・インターネット、手続き等）対策の調査・研究 ◆ 環境生活への総合対策 * エゾ鹿・アライグマ等の被害防止対策の検討	◆ 公民館を拠点とした住民交流 * 前年の継続 ◆ 防災・防犯対策 * （新規）防災見守りマップ等の作成 ◆ 暮らしのサポート対策 * サポート対策の事業化 →（例）買い物バスツアー →（例）有償ボランティア制度 ◆ 環境生活への総合対策 * 前年の継続	人と自然が共生しながら幅広い世代が交流し、支え合うアピラらしい一体感があり、多世代がいきいきと元気に、いつまでも心穏やかに暮らせる地区
交流・活性化の促進 （移住者・観光、生活、人口減少）	移住者や観光客を受け入れる環境がない。 ・空き家対策が不十分。 ・後継者や役員等の担い手（人）不足。 ・移住者と地域住民の交流機会がない。 ・観光資源が少ない。 ・飲食店が少ない。 ・若者が働く場所がない。	◆ 移住・交流の促進 * 空き家等活用体制（所有者の意向把握等）を整え、移住（就業）希望者に向けた情報発信や相談活動の実施 * 婚活イベントや田舎暮らし体験ツアーなど、移住者を増やす取り組みの実施 * 転出した安平小卒業生や安平地区ファン等といった関係人口の方々との交流イベントの実施 * 地域資源を客観的に捉え、その強みを生かした観光メニュー・交流イベントプログラム等の開発 * 地域の賑わいづくりの場として、カフェ店舗兼コワーキングスペース等の整備検討	◆ 移住・交流の促進 * 前年の継続 * （新規）安平地区町民の集いのリニューアル →（例）キッチンカー等を招いたイベント化	地域資源を活かした「移住」と「観光」が発で、気軽な会話ができるアピラらしい交流から、多世代まるごと陽気で楽しくつながり、子どもの声がいつも響いていて若者が元気に活躍する地区
閉校活用	安平小学校がR4年度に閉校するので早めに活用したい。 ・閉校になると、地域の印象がさびれていく不安がある。 ・地域内外の人々が交流できる施設がいい。	◆ 閉校活用対策 * 先進地視察の実施を通じた活用方策の調査・研究 ＜アイデア～地域内外の人が交流できる施設＞ →アパート等の住宅施設（高齢者共同などのシェアハウス） →田舎の宿（ユースホテル）、サウナ付きキャンプ等の宿泊施設 →馬・羊・鹿との体験型（羊毛刈）動物園、水族館、昆虫館 →職業訓練や学習施設（語学、有機農業、タクシー運転養成、調理・加工など）	◆ 閉校活用対策 * 活用対策の構想づくりに向けた具体的な検討 ＜構想づくりの考え方＞ ※左記のような各種アイデアの検討や絞り込みを行い、安平地区に適した実現可能性の高い活用方策を構想としてまとめる。	地域の特色を活かしながら、新たな「雇用」「移住」「交流」を生みだす賑わいと、安心安全が保たれる穏やかな暮らしも同時に創生する活用

※その他（地域単独では解決困難であり、全町的または広域的な観点による検討が必要と思われる地域の課題など）

* 暴風雪には必ず吹だまりができて、自動車がスタックするなど立ち往生する場所への防雪柵を設置してほしい。

* J R 安平駅ホームの通路橋の往来がヒザが悪く大変なので、昔のように線路を横断できるようにしてほしい。

* 安平地区と千歳市を直接つなぐ、道路がほしい。（自衛隊用地の中を横切っていく道路～昔は遊歩道として利用していたとのこと。）

* 上土幌で運行を開始した自動運転式のバスがほしい

協働実行基本プラン<5W2Hの活用～行動プログラム>

[地区名：安平地区]

分野	なぜ Why	何を What	どのように How	いつ When	どこで Where	誰が Who	予算 How much
生活支援、安全安心の確保等	人と自然が共生しながら幅広い世代が交流し、支え合うアピラしい一体感があり、多世代がいまいきと元気に、いつまでも心穏やかに暮らせる地区	1 公民館を拠点とした住民交流 * 交流拠点として公民館を活用し、子どもから高齢者まで、住民同士が気軽に楽しく交流できるサロン活動や健康づくり教室等の実施 * 子どもや高齢者の見守りのほか、住民同士の交流の場として <u>地域食堂や農産物直売所等の実施</u> * 子どもの居場所づくりのほか、多様な学習・体験等を含めた子育て・教育支援の提供の場として放課後子ども教室等の実施 2 暮らしのサポート対策 * 暮らしのちよと困り（買物・通院・公共交通・除雪・草刈り・ゴミ捨て・スマホ・インターネット、手続き等） <u>対策の調査・研究</u> 3 環境生活への総合対策 * エゾ鹿・アライグマ等の被害防止対策の検討	①集落支援員と協力隊がサポートしながら、自治会、民生委員、福祉協力員、社会福祉協議会、健康福祉課、教育委員会と連携して実施。 ②集落支援員と協力隊による高齢者や子育て世代、移住者への戸別訪問を実施。 ③被害状況の聞き取り調査	年数回 年数回 随時	公民館 + 交流センター + みずほ館ほか 戸別訪問 戸別訪問ほか	生活福祉部会 + NPO法人 + コープさっぽろ + 事務局ほか	125万円
交流・活性化の促進	地域資源を活かした「移住」と「観光」が活発で、気軽な会話ができるアピラしい交流から、多世代まるごと陽気で楽しくつながり、子どもの声がいつも響いていて若者が元気に活躍する地区	4 移住・交流の促進 (1) 空き家等活用体制（所有者の意向把握等）を整え、移住（就業）希望者に向けた情報発信や相談活動の実施 (2) 婚活イベントや田舎暮らし体験ツアーなど、移住者を増やす取り組みの実施 (3) 転出した安平小卒業生や安平地区ファン等といった関係人口の方々との交流イベントの実施 (4) 地域資源を客観的に捉え、その強みを生かした観光メニュー・交流イベントプログラム等の開発 (5) 地域の賑わいづくりの場として、カフェ店舗兼ワーキングスペース等の整備検討	①上記の戸別訪問等を通じて情報収集を行い、役場の移住コーディネーターと連携する。 ②若手メンバーを中心に企画し、事業化を行う。 ③安平小OB等をターゲットとしたイベント企画 ④ツーリズム企画（サイクル・農業体験）の検討 ⑤未定	随時 年1回 年1回 未定 未定	公民館 + 交流センター + みずほ館 + 瑞穂ダムほか	交流活性化部会 + NPO法人 + イベント事業者ほか	125万円
閉校活用	地域の特色を活かしながら、新たな「雇用」「移住」「交流」を生みだす賑わいと、安心安全が保たれる穏やかな暮らしも同時に創生する活用	5 閉校活用対策 * 先進地視察の実施を通じた活用方策の調査・研究 <アイデア～地域内外の人が交流できる施設> →アパート等の住宅施設（高齢者共同などのシェアハウス） →田舎の宿（ユースホテル）、サウナ付きキャンプ等の宿泊施設 →馬・羊・鹿との体験型（羊毛刈）動物園、水族館、昆虫館 →職業訓練や学習施設（語学、有機農業、タクシー運転養成、調理・加工など）	* 役員、各部会メンバーによる約8名程度のプロジェクトチーム（PT）を編成する。 * PTによる検討会議を年数回を行い、視察プランに基づく実施と報告を行う。	道内 1回 道外 1回	PTで具体的な検討を行う。	PT + 事務局	100万円

◆その他運営管理事業

100万円

①生活環境の維持保全対策

* 公的施設等の状況点検及び維持管理など

②協議会の運営管理

◆予備費 50万円

任意様式(要綱第5条関係)

安平町地区別協働実行プランの認定に関する活動計画書

安平町長 様

提出 年月日	令和 5 年 4 月 13 日
(ふりがな)	あびらちくまちづくりきょうぎかい
組織名称	安平地区まちづくり協議会
(ふりがな)	すずき さとる
代表者 氏名	会長 鈴木 悟

《添付書類》

- ① 地域運営組織等規約(安平地区まちづくり協議会規約)

協働実行基本プランに付属する活動計画書 [3か年計画]

1. 地域運営組織等の名称及び所在地

名称	安平地区まちづくり協議会	所在地	安平町安平165番地 安平公民館内
----	--------------	-----	-------------------

2. 協働実行プランの名称及び協働コミュニティ圏（地区）の範囲

名称	安平地区協働実行プラン	地区の範囲	旧安平小学校区(主に安平地区連合自治会(安平第1.安平第2.安平第3.瑞穂.緑丘))の範囲
----	-------------	-------	---

3. 活動期間及び交付金額

(1) 活動期間

地区名	活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数	当初認定年度	計画変更年度	再変更年度
安平地区	令和5年度	令和7年度	3年	-	-	-

(2) 交付金額

地区名	1年目 (令和5年度)	2年目 (令和6年度)	3年目 (令和7年度)	合計
安平地区	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	15,000,000円

※ 交付手続きは、予算の範囲内において単年度ごとに行うこととする。

4. 協働コミュニティ圏（活動区域）内の自治会、人口、施設等の状況

(1) 自治会、人口等の現状

地区名	自治会等数	人口数	世帯数	65歳以上数	高齢化率	15歳未満数	少子化率
安平地区	5	576	303	270	46.9%	47	8.2%

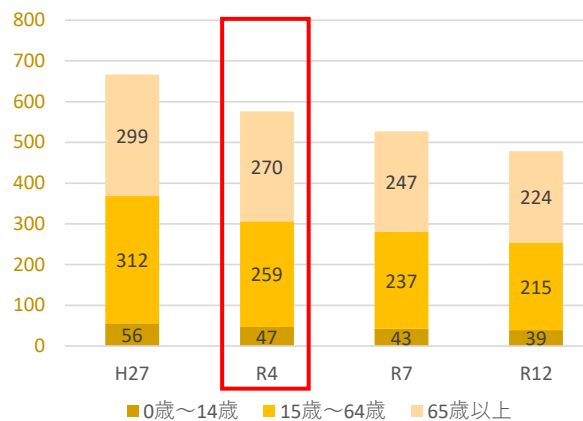
H27人口数①	R4人口数②	差引(②-①)
667	576	△ 91

データの時点
R4.3月末

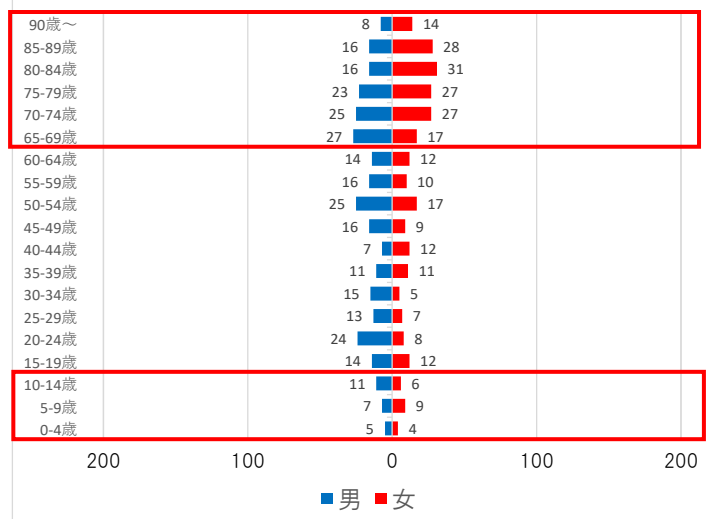
※ 人口数及び世帯数等は、安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略等を参考に記載すること。

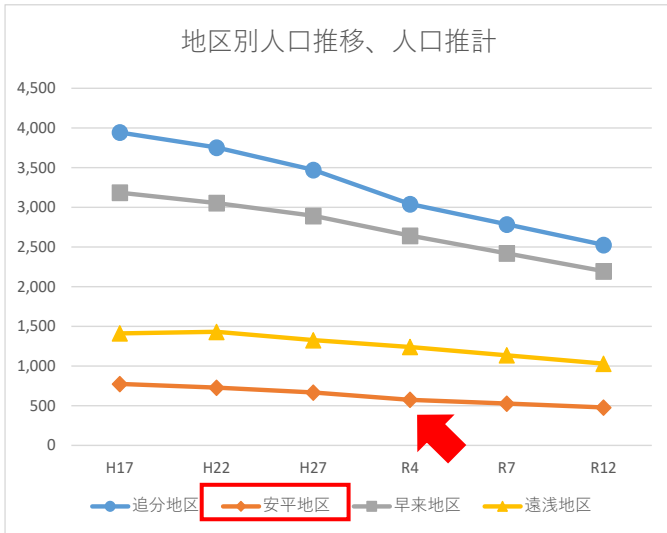
【安平地区】

人口推移と人口推計

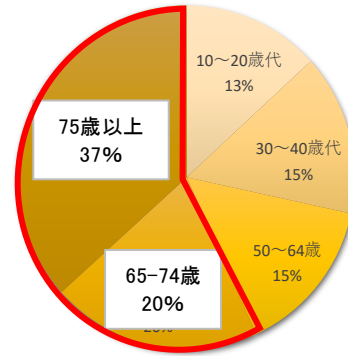


安平町人口ピラミッド（安平地区）





【安平地区】世帯主の年齢別



(2) 公共的施設等の現状

公民館	保育園	小学校	JR駅(発着数)	バス停(便数)	コンビニ	飲食店/商店	郵便局・銀行
1	0	0	1 (16本/日)	2 (10便/日)	1	7	1
ガソリンS	交番	消防	医療施設	高齢者施設	公園	事業所	伝統文化施設
0	1	1	0	1	2	7	4
地区集会所	(その他の地域資源)						データの時点
2	旧安平小1	瑞穂ダム1					R5.4月末

(3) 実施区域位置図

- ・旧安平小学校区（主に安平地区連合自治会）の範囲
別添1「実施区域位置図」のとおり

5. 地域の将来像（目標）

<p>■生活支援 人と自然が共生しながら幅広い世代が交流し、支え合うアピラらしい一体感があり、多世代がいきいきと元気に、いつまでも心穏やかに暮らせる地区</p> <p>■交流活性化 地域資源を活かした「移住」と「観光」が活発で、気軽な会話ができるアピラらしい交流から、多世代まるごと陽気で楽しくつながり、子どもの声がいつも響いていて若者が元気に活躍する地区</p> <p>■閉校活用 地域の特色を活かしながら、新たな「雇用」「移住」「交流」を生みだす賑わいと、安心安全が保たれる穏やかな暮らしも同時に創生する活用</p>
--

6. 協働実行基本プランに基づく事業分野の内容

事業分野	実施主体	事業費	事業内容
生活支援事業	-	125万円/年	住民交流事業(サロン)、暮らしのサポートの実施ほか
交流活性化事業	-	125万円/年	関係人口との交流イベントの実施ほか
閉校活用プロジェクト事業	-	100万円/年	先進地視察の実施ほか
その他運営管理事業	-	100万円/年	公的施設(旧安平小)等の状況点検及び維持管理ほか
予備費	-	50万円/年	

※ 実施主体の役割分担がある場合は、その内容を記載すること。

4. 活動の計画

(1) 基本的な協働活動

★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
点検・ 計画策定	1 集落点検またはワークショップ				○					○					
	2 年度活動計画の策定	○													
研修	3 事務・組織運営等に関する研修	受講予定(活動期間内に1回以上受講)													
実践活動	生活支援	4 小さな困りごとの相談窓口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		5 役場の手続きサポート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		6 公的施設の維持管理サポート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		7 高齢者等の見守り・声かえ				○				○					
		8 高齢者の健康づくり(全地区対象など)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		9 暮らしのサポート(スマホ、買い物など)													
		10 子どもの居場所づくり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		11 子育て支援を通じたつながりづくり(サロンなど)													
		12 災害時等の支援体制づくり													
		交流・活性化	13 住民交流(世代毎・世代間等)の場づくり					○							
			14 若者の出会い・交流の場づくり							○					
	15 地域交流の活性化(イベントの実施等)								○						
	16 四季を通じたイベントプログラムづくり														
	17 地区出身者等の関係人口との交流														
	18 移住者(就農・就業等)の受入環境づくり														
	19 空き地・空き家の把握と情報発信					○									
	20 地区情報の発信(SNSなど)												○		
	21 人と人をつなぐコミュニティビジネス活動(農産物直売所や地域食堂の実施等)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	その他		22 閉校の利活用対策(調査・研究など)					○					○		
		23 (その他)													
	協働コミュニティ圏の持続可能な活性化のための推進活動(※)														

※協働コミュニティ圏の持続可能な活性化のための推進活動について、1)~4)を記入してください。

1)活性化の目標を①~⑥から選んでください。(複数選択可)

- ①行政等との役割分担による地域住民が主体の活性化
- ②地域営農組織等を基礎とした地域ぐるみでの活性化
- ③地区外の関係人口等との移住・交流による活性化

- ④集落間連携や広域的活動による活性化
- ⑤多様な担い手の確保・育成による活性化
- ⑥その他

2)持続可能な地域活性化を図る活動

★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組(任意の取組)	毎年度の実施時期												備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
持続的な地域活性化を図る活動															

* 地域単独では解決困難であり、全町的または広域的な視点による検討が必要と思われる地域の課題等を記入してください。

3)公共的または公益的な施設等の長寿命化を図る活動

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、参考様式3「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。

※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

活動内容		延べ数量 (箇所など)	年度計画			
施設等名	長寿命化対策の内容		1年目	2年目	3年目	備考

(「行」を追加する場合は、この線より上に行を挿入してください。)

☆直営施工の実施方針について

全て直営施工

一部直営施工

直営施工は実施しない

安平地区まちづくり協議会規約

令和5年4月10日制定

(名称)

第1条 この地域運営組織は、安平地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を勇払郡安平町安平165番地に所在する安平公民館内に置く。

2 協議会は、前項のほか、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 協議会は、安平町まちづくり基本条例第17条の規定に掲げる協働のまちづくりを推進するため、第4条の構成員による生活支援活動及び交流活性化活動、生活環境の維持保全活動等の協働活動を通じ、安平第1自治会、安平第2自治会、安平第3自治会、瑞穂自治会、緑丘自治会等で構成する旧安平小学校区を範囲とした基礎的コミュニティ圏における持続可能な地域の活性化及びつながりづくりを図ることを目的とする。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は別紙のとおりとする。

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に、会長1名、副会長2名、理事若干名、監事2名の役員を置くこととする。会長等役員は別紙のとおりとする

2 会長、副会長及び監事は総会において構成員の互選により選任するものとし、理事は、会長が指名するものとする。

3 会長は、この協議会を代表し、協議会の業務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、会長を代行する。

5 監事は、責任者として会計の監査を行う。

6 理事は、協議会の管理・運営等を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 監事が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

3 前項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の5日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 安平町地区別協働のまちづくり支援事業交付金交付要綱第2条第1項第3号に定める協働実行プランを構成する協働実行基本プラン及び3年間の活動計画(以下「協働実行プラン構成書類」という。)の設定又は変更及び実施に関する事。
- (2) 安平町地区別協働のまちづくり支援事業交付金の収支決算に関する事。
- (3) 協議会規約の制定及び改廃に関する事。
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布又は周知するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 構成員の除名
- (4) 役員解任

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- (4) その他会長が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 協議会は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。

(1) 安平町からの交付金

(2) その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

第 15 条 協議会の事務に要する経費は、第 14 条の資金をもって充てる。

(協働実行プラン構成書類の作成)

第 16 条 協働実行プラン構成書類は、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第 17 条 資金の支出者は、会長とする。

(資金の流用)

第 18 条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 19 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行之、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第 20 条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 21 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(物品の管理)

第 22 条 協議会が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(監査等)

第 23 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、すみやかに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(解散)

第 24 条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体又は安平町に寄附するものとする。

(細則)

第 25 条 安平町地区別協働のまちづくり支援事業交付金交付要綱、その他この規約に定める

もののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和 5 年 4 月 10 日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員を選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第 9 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 協議会の設立初年度の事業及び会計年度については、第 13 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。